特定健診等に関するＱ＆Ａ（健診機関向け）

※目次をクリックすると該当ページへ遷移します

内容

（１）特定健診等データの請求に関する届出書類について 2

Ｑ１．　特定健診等データの請求を開始する時の、連合会へ行う手続きが分かりません。 2

（２）媒体請求について 2

Ｑ１．　特定健診等請求データ作成用ソフトのデータ入力方法が分かりません。 2

Ｑ２．　特定健診等請求データを媒体（CD 等）で提出する際、必要な書類が分かりません。 2

Ｑ３．　媒体に入れるデータのファイル名が分かりません。 3

Ｑ４．　正しい請求方法が分かりません。 4

Ｑ５．　請求確定（費用の支払い）後に、請求内容の誤りに気付きました。対処方法が分かりません。 5

（３）返戻について 6

Ｑ１．　返戻一覧表が届いたのですが、エラー内容（返戻理由）が分かりません。 6

（４）オンライン請求について 7

Ｑ１．　オンライン請求（特定健診・保健指導システム）の開始方法が分かりません。 7

Ｑ２．　オンライン請求（特定健診・保健指導システム）でのデータ送信締め切り日はいつですか。 7

（５）特定健診等請求データについて 7

Ｑ１．　健診必須項目を検査できなかった場合の請求方法が分かりません。 7

Ｑ２．　特定健診等請求データの支払日はいつですか。 7

（１）特定健診等データの請求に関する届出書類について

Ｑ１．特定健診等データの請求を開始する時の、連合会へ行う手続きが分かりません。

Ａ１．

口座情報等の登録のため、届出が必要です。

本会ホームページより、以下の掲載箇所から「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」をダウンロードし、通帳の写しと一緒に本会へ提出してください。

また、住所変更や口座名義変更の際にも、提出が必要となります。

【ホームページ掲載箇所】

「特定健診・特定保健指導関係の皆様へ」⇒「「特定健診・特定保健指導機関向け様式集」」

（２）媒体請求について

Ｑ１．　特定健診等請求データ作成用ソフトのデータ入力方法が分かりません。

Ａ１．

特定健診等請求データ（XML 形式）を作成するソフトに関して、本会で取り扱っていないため対応できません。開発元にお問い合わせください。

Ｑ２．　特定健診等請求データを媒体（CD 等）で提出する際、必要な書類が分かりません。

Ａ２．

媒体（CD 等）と併せて電子媒体送付書を提出してください。

本会ホームページより以下の掲載箇所から、「特定健診・特定保健指導データにかかる電子媒体送付書」をダウンロードし、媒体と一緒に郵送またはご持参ください。

受付期間は、毎月１日～５日（土日・祝日の場合翌業務日）が基準日になっています。この期間内必着で提出してください。また、紙媒体での請求は受け付けておりません。

※特定健診等情報提供票については紙での請求となりますので御注意ください。

【ホームページ掲載箇所】

「特定健診・特定保健指導関係の皆様へ」⇒「「特定健診・特定保健指導機関向け様式集」」

提出先：〒890-0064 鹿児島市鴨池新町６番６号　保健事業課　保健事業係（令和７年９月受付まで）

※令和７年 10 月受付以降は移転に伴い提出先が変わります。

〒890-0064 鹿児島市鴨池新町７番４号　保健事業課　保健事業係　（令和７年 10 月受付から）

Ｑ３．　媒体に入れるデータのファイル名が分かりません。

Ａ３．

46●●●●●●●●_94699022_△△△△△△△△□_▲.zip の形で名前を付けます

46●●●●●●●●→健診機関番号 10 桁

94699022→この支払代行機関番号は固定です。

△△△△△△△△→作成年月日８桁（例）20250503(2025 年５月３日)

□→出力回数 ※1 回目･･･０　２回目･･･１　（0～9 まで入力可）

▲.→特定健診は１、保健指導は２を入れます。

Ｑ４．　正しい請求方法が分かりません。

Ａ４．

媒体は複数枚に分けずに一枚にまとめて提出していただきますようご協力お願いします。
国保の方と後期高齢者、または特定健診と特定保健指導でＣＤを分ける必要はありません。
請求ソフトから２つ以上出力しファイル名が重複している場合は、zip ファイル名及び
ファイルフォルダ名の変更をしてください（以下の手順参照）。
同じファイル名のデータを２つ以上請求することはできません。

※zip ファイル名だけ変更すると中のファイルフォルダ名と不一致になり読み込めません。

【ファイル名の変更方法】

1 名前を変更する方の zip ファイルを開く
中のファイルフォルダをコピーもしくは切り取りで任意の場所に貼り付け
※zip ファイル内では変更できません

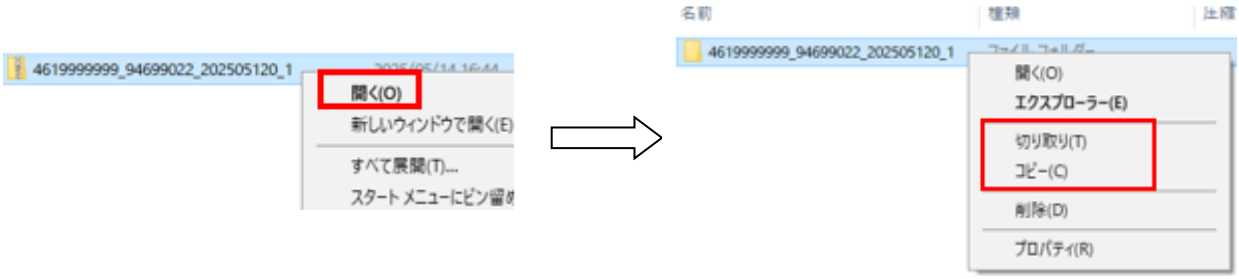

2 名前の出力回数を変更する。
（Ｑ3「媒体に入れるデータのファイル名が分かりません。」の□にあたります。）

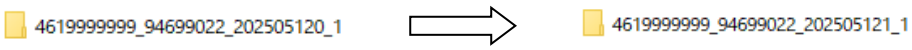

3 名前を変更したフォルダを選択し右クリックで「送る」→「圧縮（zip 形式）フォルダ」を選択する

Ｑ５．　請求確定（費用の支払い）後に、請求内容の誤りに気付きました。対処方法が分かりません。

Ａ５．

保険者にて過誤処理を行います。該当の受診者がお住いの保険者にお問い合わせのうえ、過誤申立を行ってください。毎月 5 日締め切り（土日・祝日は翌業務日）で、その翌月に同月過誤として調整を行います。訂正したデータは過誤処理月に再請求してください。

（例）（１）健診機関）令和７年５月中旬に保険者に過誤申し立て依頼

（２）保険者）令和７年６月５日までに過誤登録処理。

（３）健診機関）令和７年６月５日までに修正した健診等データを連合会に再請求。

（４）健診機関）令和７年７月末頃に、健診等データ（３）の費用から、過誤登録された費用（２）が引かれて健診機関に支払われる。

（３）返戻について

Ｑ１．返戻一覧表が届いたのですが、エラー内容（返戻理由）が分かりません。

Ａ１．

①特定健康診査の健診必須項目が実施されていません。

　→必須項目漏れの可能性があります。健診必須項目（血糖検査等）の数値漏れや追加健診として健診必須項目（血糖等）が入力されている事例が見受けられますので、再度請求データをご確認下さい。

②同一受診者の記録が、既に正当済となり台帳に記録されています（重複エラー）。

→特定健診及び特定保健指導（初回・最終評価）は対象者一人につき１年に１回のみの請求となります。以下の理由が原因となりますので請求の有無を御確認ください。

・以前に同年度の特定健診等データが請求済となっている。

・すでに他の機関で特定健診を受診している。

③同一受診者の記録が、受付データ内に２件以上存在します（重複エラー）。

→特定健診及び特定保健指導（初回・最終評価）は対象者一人につき１年に１回のみの請求となります。以下の理由が原因となりますので請求の有無を御確認ください。

・同じ月に同じ受診者を２重に請求している。

④健診等契約マスタが存在しません。

→基本的な健診、詳細健診、追加健診のいずれかの単価が誤っている可能性があります。保険者との契約金額、契約内容と請求ソフトの金額の設定をご確認ください。

⑤国保保険者の場合、健診実施年月日が 75 歳到達日前日以前でないと特定健診を受診できません。

→後期高齢者の方のデータを、国保の保険者番号と受診券整理番号にて請求されている可能性があります。受診券を再度ご確認ください。

⑥健診実施年月日時点の被保険者マスタが存在しません。

→国保の資格を喪失している可能性があります。直近で社保加入された方が多く見受けられますので、資格情報をご確認ください。

⑦決済情報の基本的な健診の窓口負担情報と受診券発行台帳の基本的な健診の窓口負担情報の相関に誤りがあります。

→特定健診請求データに登録されている受診者の窓口負担金が誤っている可能性があります。受診券を再度ご確認ください

（４）オンライン請求について

Ｑ１．オンライン請求（特定健診・保健指導システム）の開始方法が分かりません。

Ａ１．

オンライン請求を開始する際は、はじめに社会保険診療報酬支払基金にお問い合わせください。

また、媒体請求からオンライン請求に変更する場合は届出が必要ですので、前述の「特定健診等費用の請求及び受領に関する届」を記入し、本会へ提出してください。

Ｑ２．オンライン請求（特定健診・保健指導システム）でのデータ送信締め切り日はいつですか。

Ａ２．

毎月５日（土日・祝日の場合は翌業日）21 時が締め切りとなります。締め切り後の請求データは翌月に受付します。

※１ヶ月の請求単位は６日～翌月５日（土日・祝日の場合は翌業日）としています。

（例）健診等機関から送信されるデータが 12 月６日～１月５日までは１月受付（12 月分）として処理が行われます。

（５）特定健診等請求データについて

Ｑ１．健診必須項目を検査できなかった場合の請求方法が分かりません。

Ａ１．

車いすを使用していて身長が測定出来ない、尿がとれない等で健診必須項目の数値が入力されていない場合、本会で受付が出来ません。健診等データを作成する際、「測定不能」を登録してください。

なお、「測定不能」の登録が出来ない場合、受診者がお住いの市町村へ問合せてください。

Ｑ２．特定健診等請求データの支払日はいつですか。

Ａ２．

受付月の翌月最終業務日の前業務日です。

例）令和７年４月請求の場合→令和７年５月 29 日

※詳しくは本会ホームページの以下の箇所に掲載しています。

【ホームページ掲載箇所】

「特定健診・特定保健指導関係の皆様へ」⇒「受付締切日」

特定健診等の資料・様式については、本会ホームページの以下の箇所に掲載しておりますのでぜひご参照ください。

【ホームページ掲載箇所】

「特定健診・特定保健指導関係の皆様へ」⇒「資料・様式集」